

Japan tax alert

EY税理士法人

消費税率の引上げと 関連改正の概要

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2019年10月1日に消費税率の10%への引上げと軽減税率制度の導入が実施され、標準税率10%と軽減税率8%が併存する複数税率となりました。これに伴い仕入税額控除の方法について「適格請求書等保存方式(いわゆる日本型インボイス制度)」が2023年10月1日から導入される予定です。当該制度の導入までの期間は経過措置的な方法として「区分記載請求書等保存方式」が採用されます。請求書等の保存方式に関する改正のスケジュールは以下のとおりです。

(消費税改正のスケジュール)

- ▶ 2019年10月1日
税率10%へ引き上げ
軽減税率導入
区分記載請求書等保存方式の導入
- ▶ 2021年3月31日
総額表示義務の特例適用期限
- ▶ 2021年10月1日
適格請求書発行事業者の登録受付開始
- ▶ 2023年10月1日
適格請求書保存方式
(いわゆる日本型インボイス方式)
の導入



消費税率の引上げ

消費税率の10%への引上げが2019年10月1日に実施され、あわせて軽減税率制度が導入されました。これにより、2019年10月1日以降の取引にかかる消費税等の税率は標準税率10%、軽減税率8%となります。

	2019年 9月30日以前 (単一税率 制度)	2019年10月1日以後 (複数税率制度)	
		軽減税率	標準税率
(国税)消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7%	1.76%	2.2%
合計	8.0%	8.0%	10.0%

経過措置

5%から8%への引上げ時と同様に、契約や取引の実態等を踏まえて2019年10月1日以後に行われる一定の取引について旧税率(8%)が適用される経過措置が設けられています。なお、軽減税率が適用される取引については経過措置の適用はありません。主な経過措置の概要は以下のとおりです。

1. 指定日(2019年4月1日)がポイントとなる経過措置

① 請負工事等

2013年10月1日から指定日の前日(2019年3月31日)までの間に締結した工事に係る請負契約等に基づき、施行日(2019年10月1日)以後に行う課税資産の譲渡等

② 資産の貸付け

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、2019年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合における、2019年10月1日以後に行う当該資産の貸付け

③ 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、2019年4月1日前にその販売価格等の条件を提示し、または提示する準備を完了した場合において、2019年10月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って2019年10月1日以後に行われる商品の販売(軽減対象資産の譲渡等を除きます)

2. 施行日(2019年10月1日)がポイントとなる経過措置

① 旅行運賃等

2019年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、2019年10月1日前に領収しているもの

② 電気料金等

継続供給契約に基づき、2019年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの

軽減税率制度の実施

2019年10月1日以降に行う次の①および②の譲渡(販売)を対象として、軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)が適用されます。

① 酒類・外食・ケータリング等を除く飲食料品

保税地域から引き取られる飲食料品についても軽減対象課税貨物として軽減税率の対象となります

② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

帳簿及び請求書等の記載と保存

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率が複数税率となるため、仕入税額控除の適用を受けるために、区分経理に対応した帳簿の記載事項として、現行の記載事項に「軽減税率の対象品目である旨」を追加する必要があります。また、「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」が追加的に記載された区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

適格請求書等保存方式

2023年10月1日以降は、上記の区分記載請求書等保存方式に代えて、適格請求書等保存方式(いわゆる日本型インボイス制度)が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、登録番号、適用税率など一定の事項が記載された「適格請求書」の保存が仕入税額控除の原則的な要件となります。

「適格請求書」等の交付は、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受けた「適格請求書発行事業者」が行います。課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

消費者や免税事業者等、「適格請求書発行事業者」以外の者から行う課税仕入れについて仕入税額控除ができないことが原則となりますが、一定期間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置があります。

期間	割合
2023年10月1日から 2026年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
2026年10月1日から 2029年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191031

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp